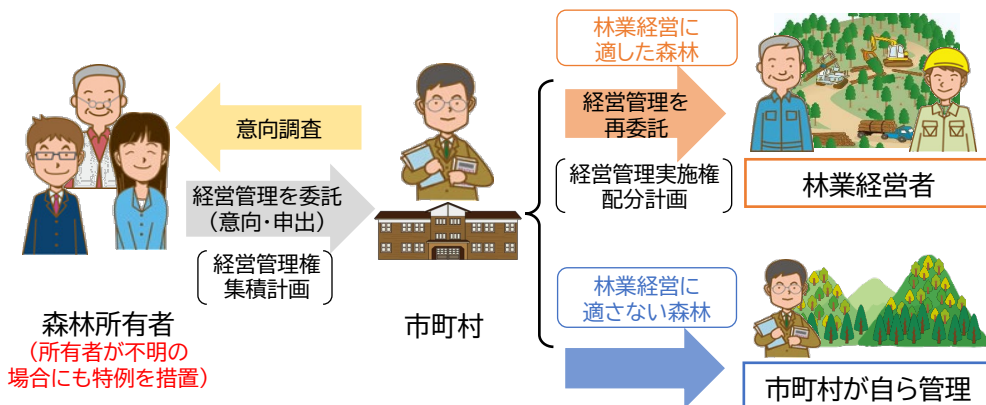


- 森林の所有規模が小規模零細である中、平成31年度に、市町村を中心に森林の集積・集約化を進める森林経営管理制度を創設。
- 令和4年度末までに、制度の活用が必要な市町村の約8割(1,070市町村)で約81万haの森林所有者への意向調査を実施。意向調査を踏まえ、林業経営者への再委託や市町村による森林整備等につなげている。
- 所有者が不明な森林であっても、一定の手続きを経て市町村が経営管理を行える特例措置が設けられ、これまでに6市町が特例を活用。

□ 森林経営管理制度

【制度の概要】

森林所有者自らが森林の経営管理を実行できない場合に、市町村が森林の経営管理の委託を受け、林業経営者に再委託することや市町村が自ら管理することにより、林業経営の効率化と森林の管理の適正化を促進。



【制度の活用状況】(令和4年度末累計)

意向調査 実施面積	市町村に 委託希望	市町村への 委託	林業経営者への 再委託
約81万ha	約17.4万ha	約15,700ha	約2,100ha

※この他にも、林業事業者へのあっせん、市町村と所有者の協定や独自補助等により森林整備を実施。

□ 特例措置のスキーム・活用状況

【所有者不明森林等に係る特例措置】

所有者不明森林等について、探索・公告等一定の手続きを経ることで市町村に経営管理権の設定を可能とする特例を措置。

共有者不明森林の特例

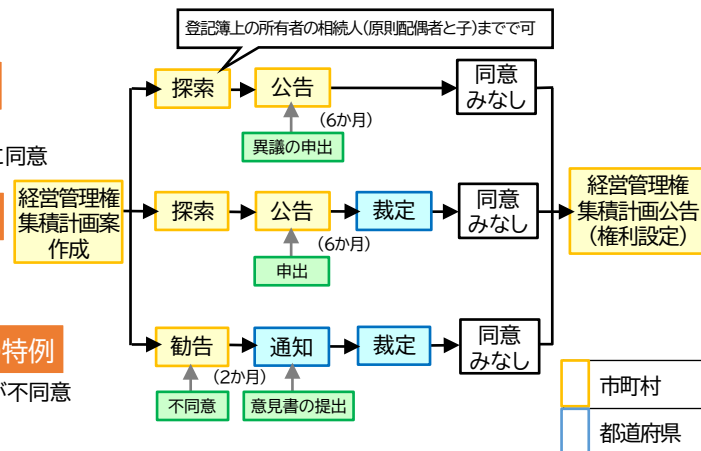
- ・森林所有者の一部が不明
- ・知っている全員が計画作成に同意

所有者不明森林の特例

- ・森林所有者全員が不明

確知所有者不同意森林の特例

- ・森林所有者の一部又は全員が不同意



【特例の活用状況】 6市町で特例を活用し、市町村に経営管理権を設定

- ・共有者不明森林 : 北海道千歳市、群馬県甘楽町、京都府綾部市、鳥取県若桜町、長崎県波佐見町
- ・所有者不明森林 : 青森県三戸町
- ・確知所有者不同意森林 : 京都府綾部市

□ 今後の対応

森林経営管理法に基づく所有者不明森林等の特例措置等について、引き続き制度の普及を図るとともに、森林の経営管理の集積・集約化の取組全体の進展状況も踏まえ、その一層の利活用に向けた更なる方策について検討。